

平成28年8月5日

平成28年熊本地震による営農再開の資金に係る 保険料率の特例措置の適用について

平成28年熊本地震により被害を受けられた皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人農林漁業信用基金（農業信用保険業務）では、今般の平成28年熊本地震により被害を受けられました農業者等の皆様方に対し、施設の復旧などに取り組むために必要な資金について、平成28年4月14日から保険料率を低位とする特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

問い合わせ先：独立行政法人農林漁業信用基金

農業管理室 毛利、前多

電話：03-3294-4483

FAX：03-3294-3140